

令和5年度 山梨地方労働審議会
第1回 婦人服製造業家内労働部会 議事録

1 日 時：令和6年1月19日（金） 午前9時58分～午前10時57分

2 場 所：山梨労働局 1階会議室

3 出席者：公益代表：落合委員、今井委員、岡松委員
家内労働者代表：小林委員、岡本委員、白倉委員
委託者代表：遠藤委員、鈴木委員、山岸委員
事務局：岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 家内労働部会運営規程及び専決事項について
- (2) 家内労働の現状等について
- (3) 第14次最低工賃改正計画等について
- (4) 婦人服製造業家内労働実態調査の結果について
- (5) 山梨県婦人服製造業最低工賃の改正等について
- (6) その他

5 家内労働部会審議

(賃金室長)

皆様おはようございます。

少し早いのですが、皆様お揃いいただきましたので、ただいまから、山梨地方労働審議会第1回婦人服製造業家内労働部会を開催いたします。

本日は第1回目の会議ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。

本日は、全委員の皆様にご出席いただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項の規定により準用した同条第1項の規定により、本部会を開催し、議決することができますことを御報告いたします。

また、本部会は、一般に公開しておりますが、事前に公示を行いましたところ、傍聴希望者はおりませんでしたので併せて御報告いたします。

本部会は、山梨地方労働審議会の本審の委員と、今回、新たに山梨労働局長が任命させていただいた、関係業界や労働組合の代表等である臨時委員の皆様により構成されておりますが、いずれの委員につきましても、令和5年11月21日に開催さ

れました山梨地方労働審議会の本審におきまして、会長から本部会の委員に指名いただいております。

なお、臨時委員の皆様方の辞令につきましては、机上配付とさせていただきますので御確認をお願いいたします。

続きまして、各委員の御紹介についてですが、お手元に委員名簿と配席表をお配りしております。

これをもちまして御紹介に代えさせていただきたいと存じますのでよろしく願いいたします。

続きまして、労働基準部長の岡村から御挨拶を申し上げます。

(労働基準部長挨拶)

皆様おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、部会委員への御就任をお引き受けいただき、また、御多用の中、本部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

山梨地方労働審議会第1回家内労働部会の開会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

まずは、1月1日に発生しました能登半島地震によってお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられました方々に対しましてお見舞い申し上げたいと思います。

厚生労働省では、被災者の皆様に対しまして、災害救助法に基づく医療支援、それから生活、衛生面での支援を行うとともに、被災地域の管轄労働局におきましては、労災保険や雇用保険などの申請の簡素化など、様々な支援を行っているところでございます。

引き続き関係機関と連携して、迅速な対応をとっていきたいと思います。

さて、山梨県においては、家内労働の最低工賃として、電気機械器具製造業、婦人服製造業及び貴金属製品製造業の3種類が定められており、計画に基づき、これらの最低工賃の見直しに係る審議を、毎年1種類ずつ、3年サイクルで実施させていただいております。

本年度は、婦人服製造業最低工賃の見直しの年となっていることから、同最低工賃につきまして御審議いただきたく、皆様にお集まりいただきました。

家内労働法が制定されました昭和45年当時は、全国で200万人を超える家内労働従事者がおりましたが、令和4年の調査では、全国で約9万8千人と大きく減少しています。

また、山梨県内でも、ここ数年間は約1,500人の水準で推移しているのが現状でございますが、労働行政といたしましては、家内労働者の労働条件の確保、生活の安定を図っていくことは、依然として重要であると考えているところでございます。

本日は、部会長の選出など、所定の手続きを行っていただきました後、家内労働等の現状や第14次最低工賃改正計画、婦人服製造業家内労働実態調査結果、婦人服製造業最低工賃の改正などにつきまして、御審議をお願いいたします。

限られた審議時間ではございますが、慎重かつ十分な御審議をお願いいたします。

事務局といたしましても、審議が円滑に進みますよう鋭意努力してまいりますので、是非とも全会一致に向けまして御尽力賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(賃金室長)

続きまして、次第の3、部会長の選出及び部会長代理の選出に入ります。

家内労働部会の部会長につきましては、地方労働審議会令第6条第5項により、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」とされています。

事前に公益委員の皆様で協議をしていただいておりますので、結果につきまして今井委員から御報告をお願いいたします。

(今井委員)

それでは、私から報告、推薦させていただきます。

事前に公益委員で協議した結果、部会長に、地方労働審議会本審の委員でもあります落合委員を推薦させていただきたいと思っております。

(賃金室長)

ありがとうございます

ただいま、今井委員から「部会長に落合委員を」との御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(委員一同)

(異議なし。)

(賃金室長)

ありがとうございます。

全会一致で部会長に落合委員が選出されました。

続きまして、部会長代理の選出についてですが、部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第7項により「部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされています。

落合部会長から部会長代理の指名をお願いいたします。

(落合部会長)

皆様よろしくをお願いいたします。

ただいま家内労働部会の部会長に選任されました落合です。

私のほうから部会長代理の指名ということでございますけれども、部会長代理は、今井委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(今井委員)

(了承)

(賃金室長)

皆様の全会一致で今井委員の部会長代理ということで選出していただきました。

部会長は落合委員、部会長代理は今井委員に決まりましたので、お手元の委員名簿につきまして、部会長の落合委員のお名前の左側に二重丸の記号を、部会長代理の今井委員のお名前の左側に丸印の記号を記載していただきますようお願いいたします。

それでは、落合部会長から御挨拶をいただきまして、以後の議事進行をよろしくをお願いいたします。

(落合部会長)

はい、着座にて失礼いたします。

先ほども御挨拶させていただきましたけれども、ただ今、家内労働部会の部会長に選出されました落合恵子と申します。

よろしくお願いいたします。

不慣れな点多々あるかと思えますけれども、本日は有意義な審議ができますよう努めていきたいと思えますので、どうぞ、皆様の御協力をよろしくお願い致します。

【 議事 (1) 家内労働部会運営規定及び専決事項について 】

(落合部会長)

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議事の(1)「家内労働部会運営規程及び専決事項について」、事務局から御説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。着座にて失礼いたします。

具体的な説明に入る前に、配付資料の御確認をお願いいたします。

配付資料としましては、山梨地方労働審議会審議資料、山梨地方労働審議会関係規定等資料、山梨地方労働審議会参考資料の3種類と、家内労働のしおりと表紙に書かれている資料が、コピー用紙で作成した山梨労働局版のものと、中綴じしたパンフレットとなっている厚生労働省版の2種類あります。

それらのうち、まず、表紙に参考資料と記載している資料ですが、こちらでは、婦人既製服とニット製品の作業工程等の説明資料と、山梨の最低工賃と近似した他県の最低工賃の資料を内容としております。

次に、「家内労働のしおり」についてですが、こちらは、毎年、作成しまして一般向けに公開している資料となりますが、こちらも参考として御用意しております。

次に、表紙に、山梨地方労働審議会関係規定等資料と書かれております資料をお手元に御用意いただければと思います。

まず、関係規定等資料の1ページ目を御覧ください。資料には各ページの右下にページ番号を記載しておりますが、このページ番号で御案内をさせていただきます。

1ページ目は「地方労働審議会の仕組み」の図になります。

図の一番上の中央に、「山梨地方労働審議会」の記載がございますが、地方労働審議会は、労働行政の施策等について審議を行っていただく審議会になっております。

家内労働に関しましては、家内労働法という法律によりまして、労働局長は、都道府県労働局に置かれる審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、最低工賃の決定、改正及び廃止を行うことができるとされておりまして、山梨地方労働審議会がその審議会に該当します。

また、地方労働審議会は、「家内労働部会」を設置することができ、また、最低工賃の改正等について労働局長から調査審議を求められた場合には、「最低工賃専門部会」を設置し、最低工賃額等の具体的な審議を行うこととされています。

家内労働部会及び工賃専門部会の委員につきましては、地方労働審議会令により、家内労働者を代表する委員と委託者を代表する委員の数は同数とされており、山梨

地方労働審議会運営規程により、委員の数は、公、労、使、各側とも3名の合計9名で構成することとされています。

次に資料の3ページを御覧ください。

最低工賃の改正決定に至るまでの流れを記載した図になります。

図の左上からの説明になりますが、本日、開催しております家内労働部会の設置につきましては、令和5年11月21日に開催されました山梨地方労働審議会におきまして、設置が決定されたところでございます。

この家内労働部会におきましては、「最低工賃の改正の必要があるかないか」を御審議いただくこととなります。

「改正の必要あり」との結論になった場合には、最低工賃をいくら引き上げるべきかという、具体的な金額などにつきまして、最低工賃専門部会を開催して別途審議いただくこととなり、引上げ額について結論が出ましたら、労働局長あてに答申をいただき、その後、答申要旨の公示、異議申出の受付、官報公示、改正した最低工賃の効力発生という流れになります。

なお、改正決定に係る諮問につきましては、地方労働審議会の本審を開催することなく、山梨労働局長名の諮問文を直接、同審議会の会長あてに交付することによりまして行うこととしております。

また、本日の家内労働部会におきまして、「最低工賃の改正決定の必要がない」との結論に至った場合には、その旨を今後開催される地方労働審議会の本審に報告して手続きは終了となり、最低工賃専門部会は開催されないこととなります。

次に資料の7ページを御覧ください。

地方労働審議会令の条文を記載しております。

まず、委員の任期につきまして、第4条に規定が置かれています。

第1項におきまして、「委員の任期は2年」と書かれておりますが、これは、地方労働審議会の本審の委員の任期が2年ということでありまして、本審の委員ではない、関係業界の代表等である臨時委員の皆様につきましては、同条第4項におきまして、「調査審議が終了したときに解任されるものとする。」と規定されておりますので、御承知おきいただければと思います。

次に10ページを御覧ください。

こちらは、山梨地方労働審議会運営規程になりますが、第12条の2の規定を御覧ください。

こちらは、各部会の終了に係る規定となりますが、「第9条の規定により設置した部会」には、家内労働部会も該当しますが、「その任務を終了したときは廃止されたものとみなす」とされており、また、次の第13条では、最低工賃専門部会に

つきましても、「その任務を終了したときは廃止されたものとみなす」とされています。

以上につきましても御承知おきをお願いいたします。

次に、部会の専決に関する規定について説明いたします。

本来であれば、部会で議決した事項につきましても、部会報告を作成して、地方労働審議会の本審に提出し、同報告を受けて、本審で改めて議決を行って決定する流れとなりますが、専門部会で決めていただいた事項につきましても、改めて、本審を開催して、決議することは手数がかかりますので、あらかじめ、専決の基準を設けているということでございます。

専決の基準についての規定としまして、まず、資料の 8 ページを御覧ください。

こちらは地方労働審議会令になりますが、第 6 条第 8 項におきまして、「審議会はその定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされ、最低工賃専門部会につきましても、第 7 条の第 4 項により、第 6 条第 8 項を準用する形で、同様に規定されております。

次に 10 ページを再び御覧ください。

山梨地方審議会運営規定の第 10 条第 1 項におきまして、「部会長が本審の委員である部会が議決をしたときは、その部会の議決をもって本審の議決とする。」ことが規定されております。

さらに、戻っていただきまして、資料の 5 ページを御覧ください。

項目の 4 になりますが、本年 11 月 21 日に開催されました地方労働審議会の本審におきましても、「部会決議をもって審議会の議決とみなす」ことを確認的に、改めて決議いただいているところでございます。

以上によりまして、本部会における決議が本審の決議とみなされることとなります。

説明は以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま、家内労働部会の運営規程及び専決事項について事務局から説明をいただいたところでございますけれども委員の皆様方から、何か御質問等はございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

【 議事（２）家内労働の現状について 】

（落合部会長）

よろしいですか。

それでは、次に議題の（２）「家内労働の現状について」、事務局から御説明をお願いします。

（賃金室長）

続いて説明させていただきます。

お手元の資料のうち表紙に「山梨地方労働審議会審議資料」と書かれている資料を使用して説明させていただきます。

資料の１ページ目を開いていただければと思います。

こちらは、厚生労働省が昨年度実施しました「家内労働概況調査」の結果を取りまとめた資料になります。

１ページと２ページに、全国の調査結果の概要が記載されております。

その一部を申し上げますと、まず、２の（１）の家内労働者数の推移ですが、昭和48年度の約184万人がピークで、令和4年度は95,108人と、20分の1近くまで減少しております。

次に、（２）の男女別では、家内労働者の88.3%を女性が占めております。

（３）の類型別では、世帯主が本業として行う専業ではない、主婦等が従事する内職的家内労働者の割合が93.9%と大部分を占めています。

（４）の業種別で見ますと、山梨県でも最低工賃を設定しております婦人服製造を含む「繊維工業」の家内労働者数が最も多く、21,554、次いで、電気機械器具製造業が12,564となっています。

続いて、次のページになりますが、３の（１）の委託者数につきましては、全体で7,017、（２）の業種別では、繊維工業が最も多く、次いで、電気機械器具製造業となっています。

３ページ目以降は調査の具体的な集計結果になりますので参考としていただければと思います。

次に9ページを御覧ください。

山梨県と全国の委託者数及び家内労働従事者数の推移を表したグラフとなります。

山梨県のデータにつきましては、本年度の最新のデータも反映しております。

上側のグラフが山梨県の状況ですが、山梨県におきましても、全国と同様に減少しており、近年でも年により増減はありますが減少傾向にあります。

本年度の調査結果では、委託者数が 157、家内労働従事者数が 1,531 人となっております。

なお、「家内労働従事者」とは、家内労働者のほかに、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者を手伝う「補助者」を合計したものになります。

次に 10 ページを御覧ください。

県内の繊維工業での、委託者数及び家内労働従事者数の推移を表したグラフとなります。

繊維工業につきましては、表の下に注釈がありますが、婦人服などの既製服製造のほか、繊維関係の様々な業種が含まれている分類となります。

繊維工業の分類におきましても、委託者、家内労働従事者ともに減少している状況となっております。

説明は以上です。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から家内労働の現状について御説明をいただきました。

委員の皆様、何か御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 議事 (3) 第 14 次最低工賃改正計画等について 】

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次に議題の (3) の「第 14 次最低工賃改正計画等について」、事務局から御説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、最低工賃の改正計画等について説明いたします。

まず、資料の 11 ページを御覧ください。

最低工賃の改正につきましては、全国で 3 年周期での新設・改正計画を策定しており、現在は、令和 4 年度を初年度とする第 14 次最低工賃新設・改正計画により、改正等の手続きを進めております。

山梨県では、最低工賃につきましては、電気機械器具製造業、婦人服製造業、貴金属製品製造業の3種類が定められておりまして、毎年1種類ずつ、御審議をいただいております。

次の12ページは、第14次計画中の改正、新設、廃止についての方針を示したものととなります。

まず、改正につきましては、2の(1)計画的な改正におきまして、3年を周期とする計画に従って見直しを行うことが原則とされております。

(2)の改正諮問の見送りですが、改正を行う状況にないと判断され、改正諮問を見送る場合は、地方労働審議会または家内労働部会において、御了解を得た上で見送りを行うこととされております。

3の新設につきましては、設定の必要性が高い業種で、(1)から(3)に示されている要件に合致するものについて実施するとされております。

最後の、4の廃止につきましては、家内労働者数が100人未満に減少して、将来的に増加する見込みがないなどの場合には、廃止についても検討する、とされております。

次に13ページを御覧ください。

婦人服製造業最低工賃の現在の金額を記載した一覧表になります。

婦人服の縫製の関係では、11の作業工程について、ニットの関係では、3つの作業工程について、最低工賃を定めております。

続く14ページからが、用語の説明資料となります。工程の説明に関しましては、こちらの資料のほか、先ほど御覧いただきました「参考資料」にも作業工程等の説明資料がございますので、あわせて御覧いただければと思います。

次に審議資料の17ページを御覧ください。

山梨県婦人服製造業最低工賃の改正の推移を表した一覧表になります。

婦人服の縫製とニット製品製造につきましては、もともとは別の最低工賃として設定されておりましたが、平成20年度に一つの最低工賃に統合され、現在に至っているため、表が2段に分かれております。

統合された後、上の表の婦人服の縫製の関係は、平成23年度は、2つの工程を除き金額改正、26年度は改正が見送られ、29年度は一部の工程の規格の新設と変更を含み改正、令和2年度はすべての工程について金額改正という推移になっております。

次に、下の表のニットにつきましては、統合された後、平成23年度は縫製では改正がありましたが、ニットは金額改正なし、26年度は見送り、29年度は一番上のオーバーロックマシンによる工程のみ金額改正、令和2年度はすべての工程について金額改正という推移になっております。

次に資料の 19 ページを御覧ください。

こちらは全国の婦人服とニット関係の最低工賃を設定している都県の一覧となります。令和元年度を初年度とする第 13 次計画時点で設定していたのは 28 都県あり、令和元年度以降で、改正があったのは 11 県、改正されていないのは 15 都県、廃止が 2 県となっております。

次に資料の 21 ページを御覧ください。

審議の御参考としていただくために、他都県において定められている、似たような作業工程についての、最低工賃の金額及び発効日を取りまとめた資料となります。

令和 3 年以降に改正された工賃につきましては、発効日を朱書きとしております。

作業工程等の規格が異なりますので、単純に山梨県の最低工賃額との比較はできませんが、御参考としていただければと思います。

最後になりますが、各都県の最低工賃の詳細などにつきましては、先ほど御覧いただきました参考資料の中に各労働局のホームページから入手した資料を含めておりますので、あわせて参考としていただければと思います。

説明は以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし)

【 議事 (4) 婦人服製造業家内労働実態調査の結果について 】

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

それでは次に、議題の (4) の「婦人服製造業家内労働実態調査の結果について」、事務局から御説明をお願いします。

(賃金室長)

引き続き説明させていただきます。

資料の 47 ページを御覧ください。

こちらは、本年度、山梨労働局で実施しました家内労働実態調査結果の概要を取りまとめた資料になります。

まず、調査対象の選定について、説明いたします。

家内労働の委託を行っている委託者は、家内労働法の規定に基づき「委託状況届」という書類を毎年、労働局長に提出することとされております。この届出により、家内労働の委託者を把握することができるのですが、これにより把握した婦人服製造関係の委託者に対してだけでなく、繊維製品製造関係の業種に該当する事業者を幅広くとらえまして、委託者向けの調査票を送付し、また、回答期限までに回答が無かった事業者に対しましては、督促も行い、調査を実施いたしました。

また、委託者向けの調査の際には、実際に仕事を出している先である家内労働者の名簿の提出もお願いしまして、御提出いただくことができました家内労働者の名簿を基に、家内労働者向けの調査も併せて実施いたしました。

調査の対象数は、このページの下から2番目の表の左端の欄にあります、62の事業者で、そのうち50社から回答をいただき、回答率は80.6%となりました。

また、回答をいただいた50社のうち、現在、家内労働を委託している事業者は22社となりました。この22社が家内労働法上の委託者ということになります。

次に、一番下の表ですが、22の委託者のうち、山梨県婦人服製造業最低工賃の適用を受ける業種の委託者は10社で、そのうち、婦人服縫製を行っている委託者が4社、ニット製品を製造している委託者が6社となっています。

続いて、次の48ページの一番上の表を御覧ください。

先ほどの22社の委託者が、現在、仕事を委託している家内労働者数になりますが、全体で88名、そのうち、山梨県婦人服製造業最低工賃の適用業種に該当する家内労働者は、29名となり、その内訳は、婦人服が13名、ニットが16名となっています。

ここまでが委託者向けの調査結果となり、(2)からが家内労働者向けの調査結果となります。

調査対象は、先ほど説明しましたとおり、委託者から名簿の御提供をいただけた方になりますので、人数の回答はあったものの、名簿の御提供をいただけなかった委託者分が除かれまして、調査数は62名となっています。

結果は、全体の回答数は41名で、最低工賃適用業種に限りますと、婦人服縫製が、調査対象数10名、回答数8名、ニット製品が調査対象数8名、回答数6名となりました。

次に、49ページのグラフを御覧ください。

委託者数と家内労働者数の推移のグラフとなり、上側が婦人服、下側がニットになります。

3年ごとの工賃見直しの際に、毎回同様の調査を行っている調査結果をもとにしておりますので、数値は3年おきのデータになっております。

いずれのグラフにおきましても、委託者、家内労働者ともに、大きく減少している状況にあります。

51 ページからは、調査結果の詳細となります。

こちらの調査結果は、婦人服製造業最低工賃の適用業種の委託者からの回答のみをまとめたものとなります。

次の 52 ページを御覧ください。

一番上の表の項目 5、家内労働者への委託量の変化についての設問です。

少ない回答数からの結果とはなりますが、コロナ禍にあった令和 2 年と比較して、婦人服縫製においては、「増加した」はなく、「減少した」と「増減なし」が同数となり、ニット製造では、「増加した」「減少した」「増減なし」が同数となっています。

また、項目 6 の「委託量の見通し(今後の見込み)」につきましては、婦人服縫製、ニット製造ともに、「増減なし」の割合が高い結果となっております。

次に項目 7 の「工賃の決定方法」ですが、令和 2 年調査では、「世間相場」が最も高い結果となっていましたが、今回の調査では、傾向が把握できる結果とはなりませんでした。

次に 53 ページを御覧ください。

項目 12 が、最低工賃が設定されている工程での委託単価の状況となります。

委託者、家内労働従事者ともに母数が減少しているため、それぞれの工程のデータ数が少ないのですが、表の中ほどの事業所の支払工賃欄の、「最低」の列に、回答があったうちで最も低い単価、「最高」の列に最も高い単価を記載し、その右側に加重平均額を記載しております。

最低額については、下側の表のニット製造のうち、「リンクングミシンによる取り付け」の工程のみ、山梨県最低工賃額を下回っている委託者がありましたが、それ以外の工程では、いずれも山梨県最低工賃額を上回る金額となっています。

続きまして、項目 13 の「工賃設定外の委託状況」ですが、こちらは、最低工賃を設定している工程以外の工程について、家内労働者へ委託しているものを回答いただいた結果となりますが、ニット製造での 2 つの工程について回答がありました。

次に 54 ページを御覧ください。

項目 14 の最低工賃の必要性についてですが、「必要」と「ないよりあった方がよい」を合わせますと、高い割合の委託者が、その必要性を肯定的に捉えていただいております。

次に 55 ページを御覧ください。

ここからは、家内労働者個人に対して実施した調査結果をまとめた資料となります。

最初の表を御覧ください。

調査は、工賃適用業種に該当する家内労働者以外の方にも対象を広げて実施しました。

回答が得られた方のうち、工賃適用業種に該当する方は、14名、そのうち婦人服が8名、ニットが6名となっています。

項目1になりますが、男女の構成を見ますと、お一人を除き女性が大部分を占めております。

次に項目2の年齢を見ますと、70代が最も多く、また、全員が60歳代以上となっています。

項目4の経験年数については、20年以上が8割以上となり、短くても10年以上15年未満となっており、長い期間内職を続けている方が多いことがわかります。

先ほどの年齢のことも考慮しますと、新たにこの業界の内職に参入して来る方、特に若い方はいないことがわかります。

少し飛びまして、次に56ページの項目7の仕事量の変化を御覧ください。

回答をいただいた12名のうち、9名の方が減少したとの回答になっています。

理由をその下にまとめておりますが、9名のうち、委託者側から委託される量が減少したとする回答が4名、また、その他と回答いただいた2名の方からはコロナで減少との理由も挙げていただいております、家内労働者側以外の事情で減少している割合が高い状況にありました。

次の57ページを御覧ください。

まず、項目8の3年前と比較した工賃単価の変動についてですが、変わらないとの回答が9名、「高くなった」と「安くなった」の回答は、どちらも2名という結果になっています。

項目9から12は、昨年7月の稼働実績や工賃収入、令和4年度の工賃収入を回答いただいた結果をまとめております。

次に58ページを御覧ください。

項目16の最低工賃に係る御意見ですが、「必要」と「ないよりあった方がよい」を合わせますと、高い割合の方が、その必要性を肯定的に捉えていただいております。

次に60ページを御覧ください。

委託者から回答があった各作業工程の設定工賃と1時間当たりの平均作業量を基に、各工程の作業に1時間従事した場合の「時間換算額」を試算した資料となります。

まず、この資料を御覧いただく際に御留意をお願いしたい事項を説明いたします。

右側から2列目が、平均単価となりますが、この資料は、委託者のうち、単価と平均作業量を両方御回答いただいた委託者のみに限って作成しておりますので、先ほど御覧いただいた、53ページの金額とは異なっております。

次に、最後の行の「手かがり」について、「回答なし」としてありますが、単価について回答をいただいた委託者においては、現在、家内労働者に委託しておらず、平均作業量については御回答いただけなかったため、「回答なし」としてあります。

次に、前回改定時の、令和2年の調査との違いについて説明いたします。

前回調査においては、家内労働者からも一定の数で、それぞれの方の作業量について御回答いただくことができたため、各家内労働者に仕事を任せている委託者が設定している工賃を掛け合わせて、時間換算額とその平均を算出することができたのですが、今回は、家内労働者の方からの回答が少なく、また、電話での問い合わせに応じていただけた方においても、工程単独での作業量はわからないとの趣旨の御回答がほとんどであったため、委託者からの御回答による集計としてあります。

この、背景としましては、委託者の方から、また、家内労働者の方からお伺いしても同様のお話があるのですが、現在は最低工賃が設定されている工程のみでの仕事の委託はなく、前後の工程や、別の加工もまとめて委託したり、服を一着分まとめて委託するなどされているため、工賃設定の工程に限った作業量を出すことは困難であるとのことがあります。

また、婦人服製造に限らず、家内労働全般で言えることとなりますが、時間当たりの平均作業量は、家内労働者個人ごとに大きく異なっております。

その差には、作業の習熟の度合いのほか、それぞれの方の事情として、単位時間当たりできる限り稼ぎたい方、家事や介護などの合間の時間を活用して仕事をされている方、テレビなども見ながら御自身のペースで仕事をされている方など、雇用契約による労働と比べますと、差が大きいこともあり、委託者においても、標準的な作業量はわからないとのお答えが多くなる事情があります。

御覧いただいている資料では時間換算額の平均値を算出しておりますが、調査の母数が前回調査までに比べて大きく減少していることのほか、そのような背景もありますことをお含みいただきまして、御覧いただければと存じます。

実態調査の結果の説明は以上です。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま実態調査の結果につきまして事務局から御説明いただきましたけれども、委員の皆様、何か御質問等はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 議事(5) 山梨県婦人服製造業最低工賃の改正等について 】

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次に、議題の(5)の「山梨県婦人服製造業最低工賃の改正等について」に入りますが、まず、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

説明させていただきます。

審議資料の61ページを御覧ください。

こちらは山梨県の地域別最低賃金額及び特定最低賃金額の推移と引上げ額・引上げ率を示した一覧表になります。

最低賃金につきましては、原則として、産業や職業の種類を問わず、県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される地域別最低賃金と、特定の産業に属する事業場の労働者とその使用者にのみ適用される特定最低賃金がございます。

山梨県の特定最低賃金としましては、電気関係と自動車関係の2種類がございますので、これらの特定最低賃金の推移も併せて記載しております。

表の一番右側の列には、前回、婦人服製造業最低工賃の改正審議をいただいた令和2年度の最低賃金と比較した、現在の最低賃金の上昇率を参考として記載しております。

次に62ページを御覧ください。

こちらから64ページまでが、県内の賃金関係のデータの資料となります。

説明は省略いたしますが、県内の給与等の経年的な推移を示した資料などになります。

次に65ページを御覧ください。

山梨県で発表しております「山梨県の賃金・労働時間及び雇用の動き」の令和5年10月分の速報になります。

こちらは、先ほどの賃金関係の資料とあわせて御覧いただければと思います。

次に83ページを御覧ください。

12月27日に山梨県が発表しました、「山梨県鉱工業指数」の10月分の資料になります。

このうち 85 ページを御覧いただきますと、10 月の概況が記載されております。

山梨県の鉱工業指数のうち、「生産」、「出荷」、「在庫」の指数は、「前月」に対してはいずれも低下、「前年同月」に対しては「生産」と「出荷」が低下、「在庫」は同水準となっております。

次の 86 ページから生産の動向について記載されております。

そのうち、89 ページを御覧ください。

主要産業の生産動向のグラフが掲載されており、婦人服の製造等を含む繊維工業のデータが 89 ページの下側のグラフにあります。

平成 27 年を基準の 100 として比較した数値が示されておりますが、繊維工業の指数は、令和 3 年から 4 年にかけては 70 前後で推移し、令和 5 年は 50 台で推移している状況です。

次に 109 ページを御覧ください。

1 月 15 日に山梨県が発表しました甲府市消費者物価指数の令和 5 年 11 月分の資料となります。

113 ページを御覧いただきますと、消費者物価指数の動向が記載されております。

指数は、2020 年を基準の 100 としておりますが、1 の(1)の総合指数を御覧いただきますと、本年 11 月は、前年同月よりも 2.8%の上昇で、21 か月連続プラスとなっております。

次に、123 ページを御覧ください。

山梨中央銀行が発表しております「調査月報」の 2024 年 1 月分になります。

次の 124 ページを御覧ください。

下の方に「概況」の記載がございますが、11 月から 12 月の県内景気は、「緩やかな持ち直しの動きが一服している。需要面においては、個人消費が持ち直している一方、設備投資は力強さを欠いている。生産面においては、海外経済の減速等を背景に機械工業が弱い動きとなっている。」とされております。

次に、127 ページを御覧ください。

県内主要業界の動向として、ニット業界の動向が記載されておりますが、「受注面では、総じて横ばい圏の推移となっている」等の記載となっております。

説明は以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局から御説明いただきましたが、委員の皆様、何か御質問等がございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、これから最低工賃の審議に入りたいと思います。

本日の部会におきましては、「婦人服製造業最低工賃について、改正する必要があるか否か」について審議を行って、結論を出すこととなります。

具体的な金額の検討は行わないことにつきまして、改めて御留意いただきまして、議論を始めたいと思います。

御意見等、どなたかございますでしょうか。

(岡本委員)

よろしいでしょうか。

(落合部会長)

お願いします。

(岡本委員)

U A ゼンセンの岡本と申します。

よろしくお願いします。

様々な資料で御説明いただいているのですが、参考資料の 61 ページの最低賃金との関係でいくと、山梨県最低賃金、それと山梨県電子部品デバイス、自動車同附属ともども、一番低くても、この3年間で5.7%、県最低賃金で行くと11.3%というように上がっています。

ほかの資料でも出てきていますように、実質賃金の低下がずっと続いているというようなことも考え合わせますと、やっぱり改定の必要性があるかなと考えております。

とりわけ、今後も物価の上昇が懸念されているというようなことも含めまして、改定の必要性があるのかなという考え方を持っています。

以上です。

(落合部会長)

今、岡本委員から御意見頂戴しましたが、ほかの委員の皆様はいかがですか

(遠藤委員)

よろしいですか。

(落合部会長)

はい、遠藤委員お願いします。

(遠藤委員)

一連の御説明をお聞きする中で、やはり、当然ながら、最低賃金も上がり、全体的な賃上げですね、企業で、全体的に賃上げが進んでいる、片側ではやはり、物価ですね、物価増はこれからも進んでいくというお話もありましたけれども、それも考えれば、やはり、金額に関しても検討の余地があると思うのですけれども、最低工賃については、上げるべきなのかなと、個人的には思いました。

(落合部会長)

ただいま遠藤委員からも、見直しの必要があるのではないかという御意見を頂戴いたしました。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

(小林委員)

お願いします。

(落合部会長)

はい、小林委員、お願いいたします。

(小林委員)

よろしくお願いいたします。

山教組の小林です

私も勉強不足で難しいことはわからないのですが、他県の最低工賃と比べてみるものではないと思いつつも、ちょっとこう、山梨は割と低めに設定されているところが多いのかなとか思い、改定は必要かなと思っていますが、ちょっと、一つ教えていただきたいのですけれども、先ほどどこかの資料で、最低工賃と実際に支払われている分の表があったかと思うのですけれども。

53 ページのところなんですけれども、最低工賃は最低工賃額として設定されていて、実際の金額はそれに加重されているということなんですけれども、今回最低工賃を改定したとしても、実際に支払われる金額が今年上がるとか上がらないとかわからないところなんでしょうか。

すいません、ちょっとなんか変な質問なんですけれども。

(賃金室長)

53 ページの資料を御覧いただきますと、最低工賃の金額と実際に事業所で設定されている工賃額と比べてみたときに、ぴったり同じ金額になっている工程と若干開きがある工程があります。

最低工賃が改定された場合には、その金額は必ずお守りいただかなくてはいけない性格のもので、最低工賃額と同じ金額で支払われているものについては、その分最低工賃に合わせた引上げが最低限必要、ということになります。

余裕のあるところは、最低工賃が引き上がったので実際支払われる金額も上げようって御判断されるか、まだ余裕があるので、据え置きにしようかというのは、それぞれの事業所と家内労働者との話し合いで決まることになります。

(小林委員)

わかりました。

ありがとうございます。

改定の必要はあるかと思っています。

(落合部会長)

ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

今、家内労働者側委員、委託者側委員の皆様それぞれから改定の必要ありとの御意見を頂戴しました。

ですので、婦人服製造業最低工賃につきましては、改正決定をする必要があるという結論でよろしいでしょうか。

(委員一同)

(異議なし。)

(落合部会長)

ありがとうございました。

それでは、全会一致により、改正決定する必要があると認める旨、部会報告をさせていただきますと思います。

それでは、本審議会へ審議経過等を報告することとなりますけれども、その部会報告案を事務局が作成しておりますので、報告案の配付と朗読をお願いできますでしょうか。

(賃金室長)

それでは、案を朗読させていただきます。

(案)

令和6年1月19日。

山梨地方労働審議会、会長、小澤義彦殿。

山梨地方労働審議会、家内労働部会、部会長落合圭子。

山梨県婦人服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について(報告)

当部会は、標記について慎重に審議した結果、山梨県婦人服製造業最低工賃について、全会一致により改正決定することが必要であるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の氏名が記載されておりますが、朗読は省略させていただきます。

次に裏面を御覧ください。

裏面ですが、山梨県婦人服製造業最低工賃改正に係る審議経過の概要を記載しております。

上が、本日の家内労働部会におきまして、審議事項につきまして御審議いただいたことを記載しております。

下は、令和5年11月21日に地方労働審議会本審が開催されまして、部会の設置等につきまして御審議いただいたことを記載しております。

以上でございます。

(落合部会長)

ただいま、事務局に朗読していただきました報告案につきまして何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

御承認いただきましたので、この報告案どおり、次回の本審に報告させていただきたいと思います。

それでは、事務局から、今後の予定について御説明いただけますでしょうか。

(賃金室長)

説明いたします。

配付資料のうち、「関係規定等資料」と書かれている資料をお手元に御用意いただければと思います。

関係規定等資料の3ページを御覧ください。

最低工賃決定の流れの図となりますが、本日の部会におきまして、山梨県婦人服製造業最低工賃につきまして、「改正の必要あり」との結論をいただきましたので、この図の流れのとおり、今後、速やかに地方労働審議会会長へ、直接、最低工賃の改正諮問を行わせていただきます。

その後、既に日程調整をさせていただいております、令和6年2月7日の午後1時30分から、本日と同じこの会議室におきまして、最低工賃専門部会を開催させていただきます。

なお、開催の通知につきましては、後日郵送させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、改正諮問を行いましたら、労働局の掲示板等に、関係家内労働者及び関係委託者からの意見を求める、「意見聴取に関する公示」を速やかに行います。

この公示期間につきましては2週間を予定しております。

意見聴取に係る公示のほか、最低工賃専門部会における参考資料とするため、前回の改正時と同様に、最低工賃設定業務を委託している委託者と実際に業務を行っている家内労働者に対しまして、事務局で改めて意見等を聴取することを予定しております。

この結果につきまして、最低工賃専門部会に報告を行うことによりまして、関係者からの直接の意見聴取に代えさせていただきたいと考えております。

前回の婦人服製造業最低工賃の改正の際に実施しました意見聴取項目を参考にしまして、意見聴取項目案を作成し、本日の資料の中に、一枚のペーパーをお手元に

お配りしておりますが、内容を御確認いただきまして、何か追加で聴取した方がよい項目等がございましたら、御指示等いただければと考えております。

以上でございます。

(落合部会長)

ただいま、事務局から、今後の予定等について説明いただきました。

関係者からの意見聴取については、「事務局で意見聴取を行い、その結果について部会に報告することにより代替する。」という提案がありましたが、事務局提案でよろしいでしょうか。

よろしいですか。

次に、意見聴取項目につきましてですけれども、何か御意見等ございますか。

(岡本委員)

よろしいですか。

(落合部会長)

はい、お願いします。

(岡本委員)

あの、意見聴取項目ではないのですけれども。

意見を伺う数というんですか、人数ってどんなイメージなんですか。

(賃金室長)

最大の母数が、先ほど審議資料の中に御覧いただきました委託者さんと家内労働者の方の数になります。

ただ、実際に御覧いただいた実態調査は、基本は通信調査でやった後、補足的に電話でお問い合わせなどもさせていただいて調査させていただいているのですが、特に家内労働者の方の場合、オレオレ詐欺の関係もあるのか、こちらからお電話をしてもなかなか出ていただけない方がそれなりに含まれておりました。できる限り多くの委託者さんと家内労働者の方からの意見聴取を行いたいというようには考えていますが、委託者さんからも断られたりするケースもございますので、その観点で言って、先ほど見ていただいた数字を最大として、少し減った数になるかなというところです。

(岡本委員)

可能な限り多くのデータを集めていただけるという風に理解してよろしいですか。

(賃金室長)

今回もともと母数が少ないので、できる限り、お聞かせいただける限りはお聞きしたいなと思っています。

(岡本委員)

わかりました。

(落合部会長)

はい、この点よろしいでしょうかね。
ほかに何か御意見等ございますか。

(白倉委員)

すいません、一点よろしいでしょうか。

(落合部会長)

はい。

(白倉委員)

意見聴取項目の中で、受託されている家内労働者の側が自分の単価がどのくらいかわかっているのか聞いていただきたい。

要は、低いやつ、先ほど、53 ページかな、見たときに、リンクグミシンによる取り付けが、74 円が最低工賃で、払われたのが 65 円ですよね。

こういうふうに、下回っている場合があるので、委託されている側がそういうことわかっているのかっていうのを少し聞いていただきたいというのが、私の意見です。

(賃金室長)

最低工賃に対して低くなっていることを認識されていますかという。

(白倉委員)

そう、最低工賃に対して低く払われてないですかって、認識されてますかっていうこととか、そういうことを。

やっぱりこれって、ルール違反っていう形には見えるので。

(賃金室長)

今御覧いただいた点について、補足的に説明させていただきますと、調査の時には気付かなかったんですけども、過去の審議資料を今週見ていたのですが、リンクングのやり方として、リンクングの取り付けっていう工程になっているんですが、お仕事の出し方として、リンクングというのがニットとニットの布地みたいなのをつなぎ合わせる仕事になるんですけど、その際に、網目の目と目の間に針みたいなものを入れていく仕事で、取り付けまで行くと、その針を通したうえで取り付けしたところまで仕事するんですけども、一つの事業者さんでは、針みたいなものを刺すところまではやってもらえるのだけれど、取り付けは家内労働者の方のところではやっていないので、最低工賃より低い単価なんだみたいな話もありました。

そういったケースに該当するのかなどどうか、ちょっと確認したいなと思ったところもあったものですから。

(白倉委員)

ああ、そうですか。

設定されていることと少し違うよという認識なんですね。

ああ、了解です、わかりました。

(賃金室長)

ただ、今お話のあった点については、確認しておきたいと思います。

(落合部会長)

はい、ありがとうございました。

今、白倉委員からいただいた御意見も含めて、聴取項目案を調整していただけるということによろしいですか。

(賃金室長)

はい。

(落合部会長)

ほかに何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局は、今後の作業を、今の御意見も踏まえて、進めるようお願いいたします。

【 議事 (6) その他 】

(落合部会長)

それでは、最後に「その他」となりますけれども、各側委員で何かございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。

(賃金室長)

最後に一点、御連絡させていただきます。

令和6年2月7日に開催する最低工賃専門部会の審議の冒頭におきまして、家内労働者側及び委託者側の各側委員から、まず、審議に臨んでいただくに当たっての基本的見解を述べていただくことを予定しておりますので、その御準備をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

では、以上をもちまして、本日の家内労働部会を。

(岡本委員)

すいません。

(落合部会長)

はいどうぞ。

(白倉委員)

今の見解は、いつまでに出せとかは。
2月7日ですよ。

(賃金室長)

そうですね。

今回、もし、事前に基本的見解について、ペーパーの形にさせていただいて、御準備いただけるようでしたら前日の夕方までに私のところにメールでお送りいただければ、専門部会の当日に机上に配布させていただきます。

ペーパーは、今回は必ずお願いするものではございませんので、ペーパーを用意いただく御予定がなければ、当日、口頭でお話しいただく形でも差し支えございません。

(白倉委員)

はい、わかりました。

(落合部会長)

ほかの委員の皆様、よろしいですか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

では、以上を持ちまして本日の家内労働部会を終了いたします。

皆様の御協力を持ちまして、有意義な審議ができましたことを改めてお礼を申し上げます。

なお、本日の議事録の確認につきましてですけれども、本審の委員でもあります小林委員、それから遠藤委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

長時間お疲れ様でした。

ありがとうございました。